

埼玉西部消防組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2026年5月

埼玉西部消防組合

目 次

1 背景

- (1) 気候変動の影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向・・・・・・・・ 1
- (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向・・・・・・・・ 1

2 基本的事項

- (1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 対象とする施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (7) 上位及び関連計画との位置づけ・・・・・・・・ 5

3 温室効果ガスの排出状況

- 温室効果ガスの総排出量・・・・・・・・・・・・ 5

4 温室効果ガスの排出削減目標

- (1) 目標設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 温室効果ガスの削減目標・・・・・・・・・・・・ 6

5 目標達成に向けた取組

- (1) 取組の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・ 7

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

- (1) 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 点検・評価・見直し体制・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・ 9

7 その他

- (1) 地球温暖化対策推進法(抜粋)・・・・・・・・・・ 10
- (2) 持続可能な開発目標(SDGs)・・・・・・・・・・ 10

1 背景

(1) 気候変動の影響

温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組みである適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものとと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭

素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.06	0.56	▲47%	▲27%
HFC等4ガス（フロン類）		1.34	1.15	▲14%	▲8%
吸収源		0.39	0.22	▲44%	▲25%
		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

【出典：環境省】

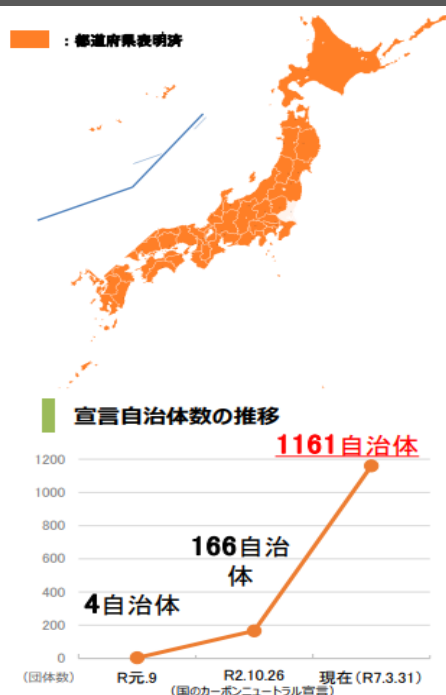
2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年2月末時点においては598地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

表明都道府県（46自治体）



表明市町村（埼玉県内）

秩父市、さいたま市、所沢市、小川市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、春日部市、久喜市、越谷市、草加市、三郷市、吉川市、八潮市、松伏町、川越市、本庄市、美里町、上尾市、鴻巣市、桶川市、吉見町、行田市、北本市、嵐山町、川口市、三芳町、富士見市、羽生市、新座市、坂戸市、ふじみ野市、熊谷市、越生町、毛呂山町、ときがわ町、東秩父村、宮代町、鶴ヶ島市、加須市、上里町、滑川町、白岡市、神川町、戸田市、杉戸町、志木市、蕨市、小鹿野町、和光市

出典：環境省（2022）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

2 基本的事項

(1) 目的

埼玉西部消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「埼玉西部消防組合事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、埼玉西部消防組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量削減を目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

埼玉西部消防組合事務事業編の対象範囲は、埼玉西部消防組合の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする施設

施設名	所在地
消防局	所沢市けやき台一丁目 13 番地の 11
消防局第二庁舎	所沢市けやき台一丁目 13 番地の 10
所沢中央消防署	所沢市けやき台一丁目 13 番地の 11
三ヶ島分署	所沢市北野三丁目 23 番地の 2
山口分署	所沢市大字山口 182 番地の 2
所沢東消防署	所沢市大字上安松 974 番地の 1
富岡分署	所沢市大字神米金 256 番地の 4
柳瀬分署	所沢市東所沢四丁目 12 番地の 2
狭山消防署	狭山市大字上奥富 1172 番地
富士見分署	狭山市中央四丁目 15 番 10 号
広瀬分署	狭山市広瀬二丁目 3 番 30 号
水野分署	狭山市大字水野 15 番地 1
入間消防署	入間市大字小谷田 581 番地
藤沢分署	入間市下藤沢五丁目 20 番地 14
西武分署	入間市大字野田 2182 番地
飯能日高消防署	飯能市大字小久保 291 番地
稲荷分署	飯能市稲荷町 1 番 1 号
名栗分署	飯能市大字下名栗 846 番地 2
吾野分署	飯能市大字坂石 283 番地 1
日高分署	日高市大字猿田 57 番地
高萩分署	日高市大字高萩 1007 番地 1

(4) 対象とする温室効果ガス

埼玉西部消防組合には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する施設が存在しないため、 CH_4 や N_2O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、埼玉西部消防組合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（ CO_2 ）のみとします。

(5) 基準年度

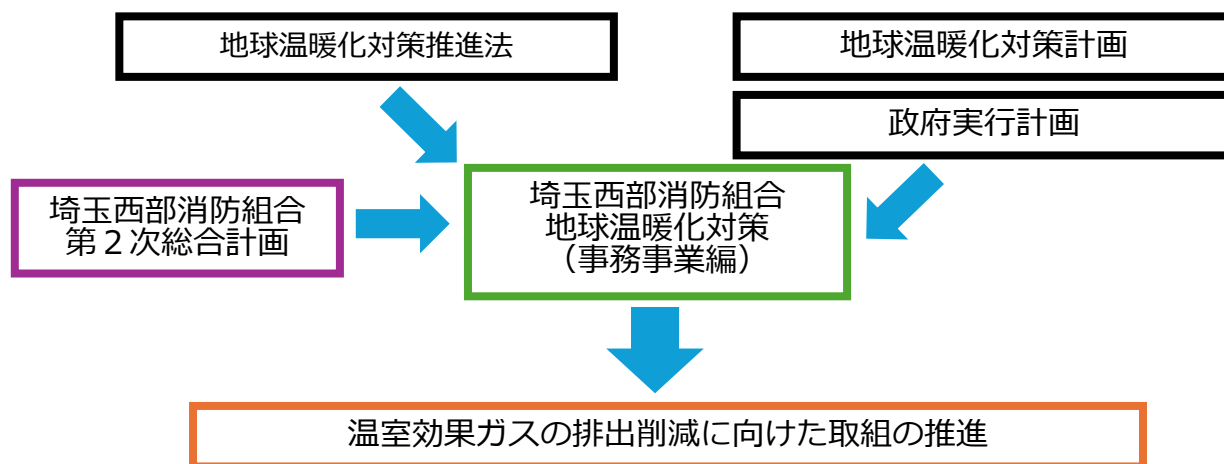
2025年度（令和7年度）

(6) 計画期間

2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）まで

(7) 上位及び関連計画との位置づけ

埼玉西部消防組合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、第2次埼玉西部消防組合総合計画に即して策定します。



3 温室効果ガスの排出状況

埼玉西部消防組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2025年度において、1,039.0t- CO_2 となっています。

エネルギー別では、電気が878.0t- CO_2 で全体の84.5%を占め、次いで、都市ガスが106.7t- CO_2 で全体の10.2%、LPGが51.0t- CO_2 で全体の4.9%となっています。

なお、算定対象外のガソリンは、450.1t- CO_2 、軽油は199.6t- CO_2 となっています。

4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、埼玉西部消防組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

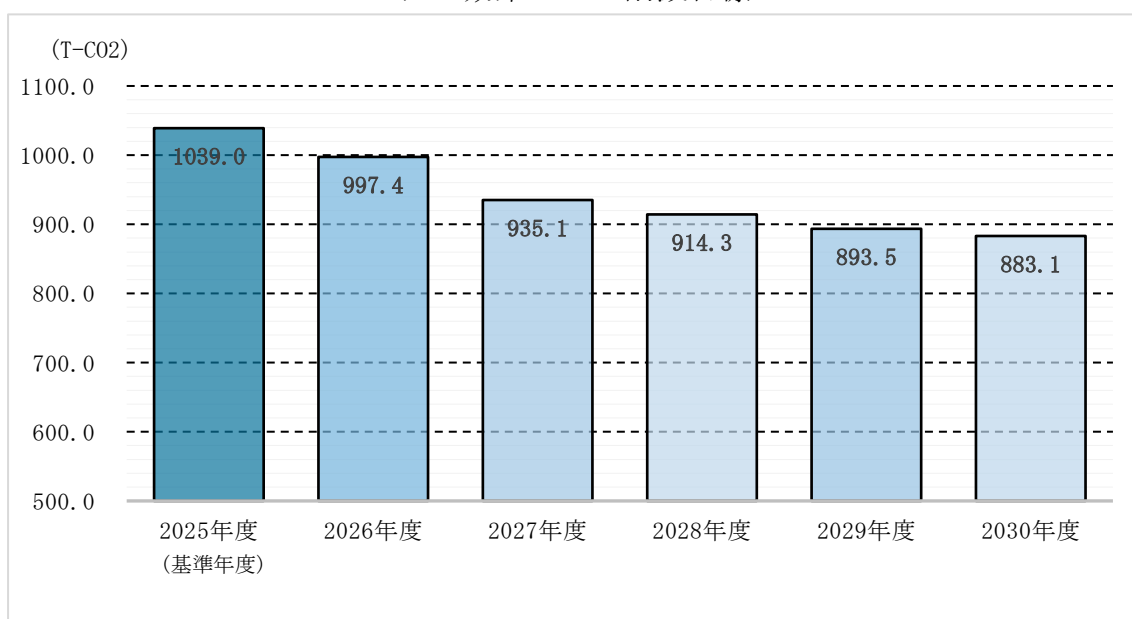
なお、ガソリン、軽油などの燃料使用については、車両と資機材に使用され、消防組織法第1条の任務のためには、欠くことのできないものです。火災や災害、救急事案の発生件数や活動時間等については、予期することができない分野であり、目的のためには訓練や日常業務を削減することができないことから、災害関連活動に際し、ガソリンと軽油に由来する二酸化炭素の排出量削減の算定対象からは除外するものとしますが、削減に向けた各種取組に努めることとします。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2025年度）比で15%削減することを目標とします。

	基準年度 2025年度	目標年度 2030年度
温室効果ガス排出量 (ガソリン、軽油を除く)	1,039.0 t-CO ₂	883.1 t-CO ₂
削減率	—	15.0 %

温室効果ガスの削減目標



※ 各年度の削減率は、2026年度の庁舎照明LED化による温室効果ガス削減を見込み設定しています。

5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気・ガス使用量などの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容（例：●＝組織的な取組、○＝職員個々の取組）

ア 電気使用量の削減等

- 再生可能エネルギー電力の調達について調査、研究する。
- 全庁舎の照明をLED化する。
- 太陽光発電設備の設置について調査、研究する。
- 空調設備を更新する際は、省エネタイプを積極的に導入する。
- 業務の効率化を図り、残業時間の削減に努める。
- クールビズ及びウォームビズを推進し空調の使用節約に努める。
- 空調の運転時間及び適正な温度設定に心掛ける。
- 使用していない場所の照明を消灯し、空調を停止する。
- 空調設備のフィルター類などのメンテナンスを行い、効率を向上させ、エネルギー使用量の低減を図る。

イ ガス水道使用量の削減

- 水道を使用する際には、こまめに蛇口を閉める。
- 給湯機器は、適正な温度に設定する。

ウ 用紙類の使用量の削減

- DXの推進により、紙類の削減に努める。
- 研修会や会議は、パソコン機器を使用したプレゼンテーション形式を採用するほか、資料の簡素化を図る。
- ペーパーレス化を推進する。

エ 廃棄物の減量とリサイクルの推進

- 備品等の長寿命化を図る。
- 3R（リユース、リデュース、リサイクル）に努める。

オ 車両燃料使用量の削減

- 車両の購入の際は、環境への負荷の少ない電動車（EV、FCV、PHEV、HV）の導入について調査、研究する。
- タイヤの空気圧などを適正に管理する。
- アイドリングストップを徹底する。
- 急発進、急ブレーキをなくし、燃費の良い運転を心掛ける。
- ※ 前述4(1)のとおり、車両燃料（ガソリン及び軽油）は、排出量削減の算定対象からは除外となっていますが可能な限り削減に努めます。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

埼玉西部消防組合事務事業編を推進するために、消防長を委員長とする「埼玉西部消防組合地球温暖化対策委員会」を設置します。

また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

ア 埼玉西部消防組合地球温暖化対策委員会

消防長を委員長、企画総務部長を副委員長、警防部長、消防署統括監、企画総務部次長及び警防部次長を委員として構成します。

同委員会は、本計画の推進状況の報告を受け、今後の方針等を指示します。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

イ 埼玉西部消防組合地球温暖化対策委員会事務局

企画財政課長を事務局長とし、企画財政課職員で構成します。

事務局は、計画に関する運営全般を所掌するとともに、各課及び各施設の実行状況を毎年度集計し、その結果を年度末に委員会へ報告します。

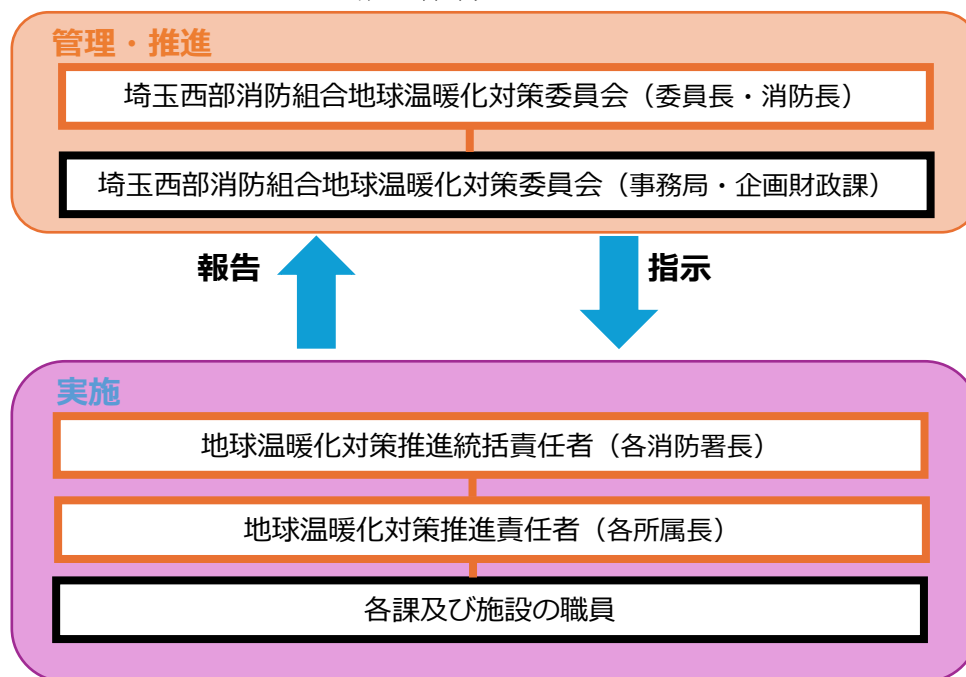
ウ 地球温暖化対策推進統括責任者

各消防署長をもって充て、署及び分署の目標達成に向けた取組を統括し、その進捗状況を事務局に報告する。

エ 地球温暖化対策推進責任者

各所属長をもって充て、自所属の目標達成に向けた取組を推進する。

推進体制のイメージ

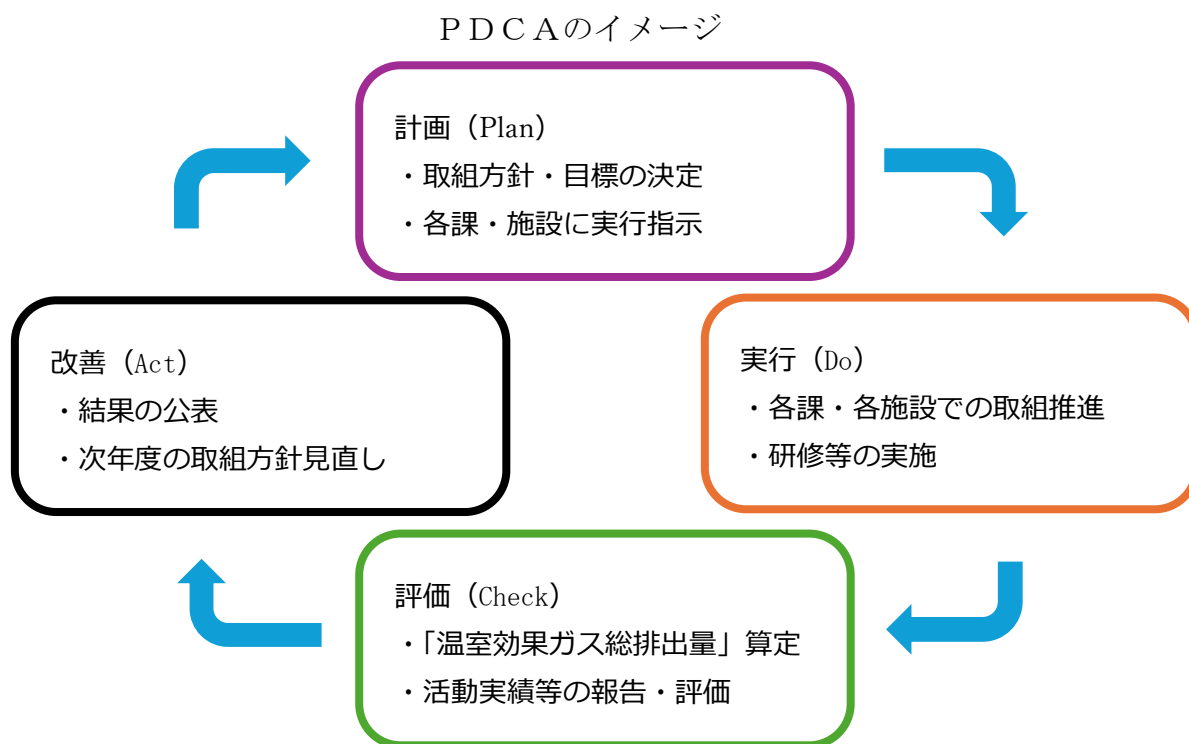


(2) 点検・評価・見直し体制

埼玉西部消防組合事務事業編は、P l a n（計画）→ D o（実行）→ C h e c k（評価）→ A c t i o n（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

また、計画の進捗状況については、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行い、事務局はその結果を整理して委員会に報告します。

委員会は毎年度1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。



(3) 進捗状況の公表

埼玉西部消防組合事務事業編の進捗状況は、埼玉西部消防組合のホームページに毎年度公表します。

7 その他

(1) 地球温暖化対策推進法（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～13 略

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsは、すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会の実現を目指す世界共通の目標で、2015年9月の国連サミットで採択されました。社会の抱える問題を解決し、2030年度までの達成を目指し、17の目標と169のターゲットから構成されています。

